

# 土 沢 地 域 づ く り 会 議 規 約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、土沢地域づくり会議（以下「本会」という。）と称し、事務所を土沢振興センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、土沢地区の将来を見据え、住民が協働の精神のもと、自主的に安全で安心して住める地域づくりを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区域内の生活環境の整備に関する事。
- (2) 区域内の福祉の向上に関する事。
- (3) 区域内の教育・文化の向上に関する事。
- (4) 土沢振興センター（東和コミュニティセンター）の管理及び運営に関する事。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事。

(組織)

第4条 本会の目的を達成するため、土沢第1行政区から土沢第5行政区及び土沢第9行政区に住所を有する住民と、本会の目的に賛同する地域内の事業所並びに各種団体で構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代 表 1名
  - (2) 副 代 表 4名
  - (3) 理 事 15名以内
  - (4) 事務局長 1名
  - (5) 監 事 2名
- 2 理事は、行政区長、地域主要団体の代表から推薦された者及び公募者の中から総会において選任する。
- 3 代表、副代表及び事務局長は、理事の互選とし、監事は各行政区持ち回りの輪番制とする。

(役員の仕事)

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、その仕事を代理する。
- 3 理事は、本会の事業目的達成に必要な事項を掌る。
- 4 事務局長は、本会から委任された業務を総括する。
- 5 監事は、本会の業務及び経理を監査し、総会に報告する。

(代表の専決処分)

第7条 次に掲げる事項は、代表において専決処分することができる。

- (1) 土沢振興センターの管理運営に係る各年度協定締結に関する事項
  - (2) 土沢振興センターの管理運営に係る事業計画及び収支予算に関する事項
- 2 代表は、前項の規定により専決処分をしたときは、その内容を専決処分後の直近の総会で報告しなければならない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。  
(代議員)

第9条 代議員は、区域内の自治会及び各種団体から推薦された者とする。

2 代議員は、役員を兼ねることができない。

3 代議員の定数は、20名以内とする。

4 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員により選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 代議員は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。  
(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、代表が召集する。

3 総会の議長は、出席代議員の中から選任し、理事会の議長は、代表がこれに当たる。

4 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。  
(総会)

第11条 総会は、代議員をもって構成し、毎年1回開催する。ただし、代表が必要と認められた場合は、臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を決議する。

(1) 予算及び決算に関する事項

(2) 事業報告及び事業計画に関する事項

(3) 規約の改正に関する事項

(4) 役員の改選に関する事項

(5) その他本会の運営に関し重要な事項  
(理事会)

第12条 理事会は、代表、副代表、理事及び事務局長をもって構成し、必要に応じ開催する。

2 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する議案に関する事項

(2) 事業の実施、運営に関する事項

(3) 総会の議決を要する事項で、総会を召集するいとまがなく緊急に決すべき事項

(4) 総会の議決を要する事項で、総会で理事会に委任する旨の議決を得た事項

(5) その他本会の運営に関し必要な事項  
(専門部会)

第13条 理事会が必要と認めた場合は、事業実施に関して専門的な事項について調査・検討する専門部会を設けることができる。

2 専門部会の構成員は、理事会で選任する。  
(経費)

第14条 本会の経費は、市交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため事務局員を置き、代表が任免する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、代表が理事会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年6月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(任期の特例措置)

2 平成19年4月1日から始まる役員及び代議員の任期は、第7条及び第8条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則 (土沢振興センターの管理運営条項の追加)

この規約は、平成23年3月18日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (本会の名称変更について)

この規約は、平成24年3月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (役員の数改正について)

この規約は、平成24年5月20日から施行する。

附 則 (代議員の数改正等について)

この規約は、平成26年3月29日から施行する。

附 則 (代表の専決処分条項の追加)

この規約は、平成26年4月27日から施行する。